

一般社団法人日本リウマチ学会
登録ソノグラファー 各位

一般社団法人日本リウマチ学会
関節リウマチ超音波標準化小委員会

登録ソノグラファー再登録のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本リウマチ学会登録ソノグラファーの再登録について、今回申請手続きが必要な方は、次の通りです。

- 登録期間が2020年1月1日～2022年12月31日の方
- 2017年度更新対象者で5年間の再登録延長申請をした方
- 2018年度更新対象者で4年間の再登録延長申請をした方
- 2019年度更新対象者で3年間の再登録延長申請をした方
- 2020年度更新対象者で2年間の再登録延長申請をした方
- 2021年度更新対象者で1年間の再登録延長申請をした方

今回、上記に該当する方にお知らせいたしますので、下記の「再登録申請について」をご確認頂き、期日までに再登録料を納付のうえ、ご申請ください。

△再登録申請について

1. 再登録に必要な要件（登録ソノグラファー規則施行細則第6条）

ソノグラファー登録を維持するには、規則第5条第2項に示す登録の有効期間の3年間に、総単位数として15単位数以上を取得し、100例以上のリウマチ疾患の関節超音波検査の実務経験を有する必要がある。単位の対象となる研修会および取得単位数は、会員または非会員を問わず「専門医制度規則」の「専門医資格維持施行細則」に準ずるものとする。

※2022年4月、登録ソノグラファー規則施行細則が一部改正されました。同封の規則・細則をご確認ください。

2. 申請書類*

- ① 再登録申請書（様式1）
- ② 第1項を満たす事を証する書類（様式3および登録ソノグラファー研修記録手帳）
- ③ リウマチ専門医の推薦書（様式4）（非専門医及びメディカルスタッフのみ）
* 申請書類のダウンロード >> <https://www.ryumachi-jp.com/member/sono/>

3. 申請期間（申請期間内に書類をお送りください）：2022年8月1日～2022年9月30日（消印有効）

4. 再登録料*2

5,000円（納付期限：8月1日～9月30日）

再登録料振込先： 郵便局振込先口座番号： 00170-0-684372

加入者名： 一般社団法人日本リウマチ学会

※通信欄に必ず「ソノグラファー再登録料」とご記入ください。

※会員の方はクレジットでもお振込み可能です >> <https://www.ryumachi-jp.com/member/jccredit/>

5. 再登録の延長について

大学院進学、海外留学、病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別な事情がある場合は、登録ソノグラファー規則施行細則第6条4項に従い「再登録延長申請書」（様式5）と証明する書面を添えて期日までに提出してください。

6. 申請書送付先

〒105-0013 東京都港区浜松町2-9-6 浜松町エムプレスビル3階

TEL: 03-6435-9761 / FAX: 03-6435-9762

一般社団法人日本リウマチ学会 関節リウマチ超音波標準化小委員会 宛

7. 再登録が承認された方には2022年12月中旬頃に登録証と研修単位記録手帳をお送りいたします。